

報道機関各位

## 津波災害警戒区域を公表します

津波防災地域づくりに関する法律では、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、「津波災害警戒区域」として指定することができるかとされています。

県では、今回23市町村（下表参照）について、津波災害警戒区域を指定・公表することとしました。

なお、津波災害警戒区域は、関係する市町村に通知され、これに基づき、当該市町村は、津波ハザードマップを作成するとともに、当該区域内にある地下街や要配慮者施設（社会福祉施設等）を市町村地域防災計画に記載することとなります。また、記載された同施設の管理者は、避難確保計画を作成し、避難訓練等実施することで、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進されます。

### ■ 津波災害警戒区域を指定する市町村及び津波災害警戒区域図の閲覧場所（表）

指定する市町村	津波災害警戒区域図の縦覧場所
青森市、平内町、今別町、蓬田村及び外ヶ浜町	県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部
八戸市、五戸町及び階上町	県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部
五所川原市、つがる市及び中泊町	県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部
三沢市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村及びおいらせ町	県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部
むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村	県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部
鱒ヶ沢町及び深浦町	県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部 (鱒ヶ沢道路河川事業所)

津波災害警戒区域図は青森県河川砂防課のホームページでもご覧になれます。

([http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/2022d\\_tunami\\_keikai\\_kuiki.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/2022d_tunami_keikai_kuiki.html))

報道機関用提供資料	
担当課	県土整備部河川砂防課
担当者	河川・海岸グループマネージャー 笠井 太志
電話番号	直通：017-734-9665
	内線：6733
報道監	県土整備部 次長（技術） 永澤 親兼

# 津波災害警戒区域の指定について

## 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月制定）

- ・ 東日本大震災の経験や津波対策推進法を踏まえた対応
- ・ 最大クラスの津波が発生した際も「**なんとしても人命を守る**」（基本理念）
- ・ ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」

### 県の対応

#### 津波浸水想定の設定

- ・ 令和3年5月27日に最新の津波浸水想定を公表

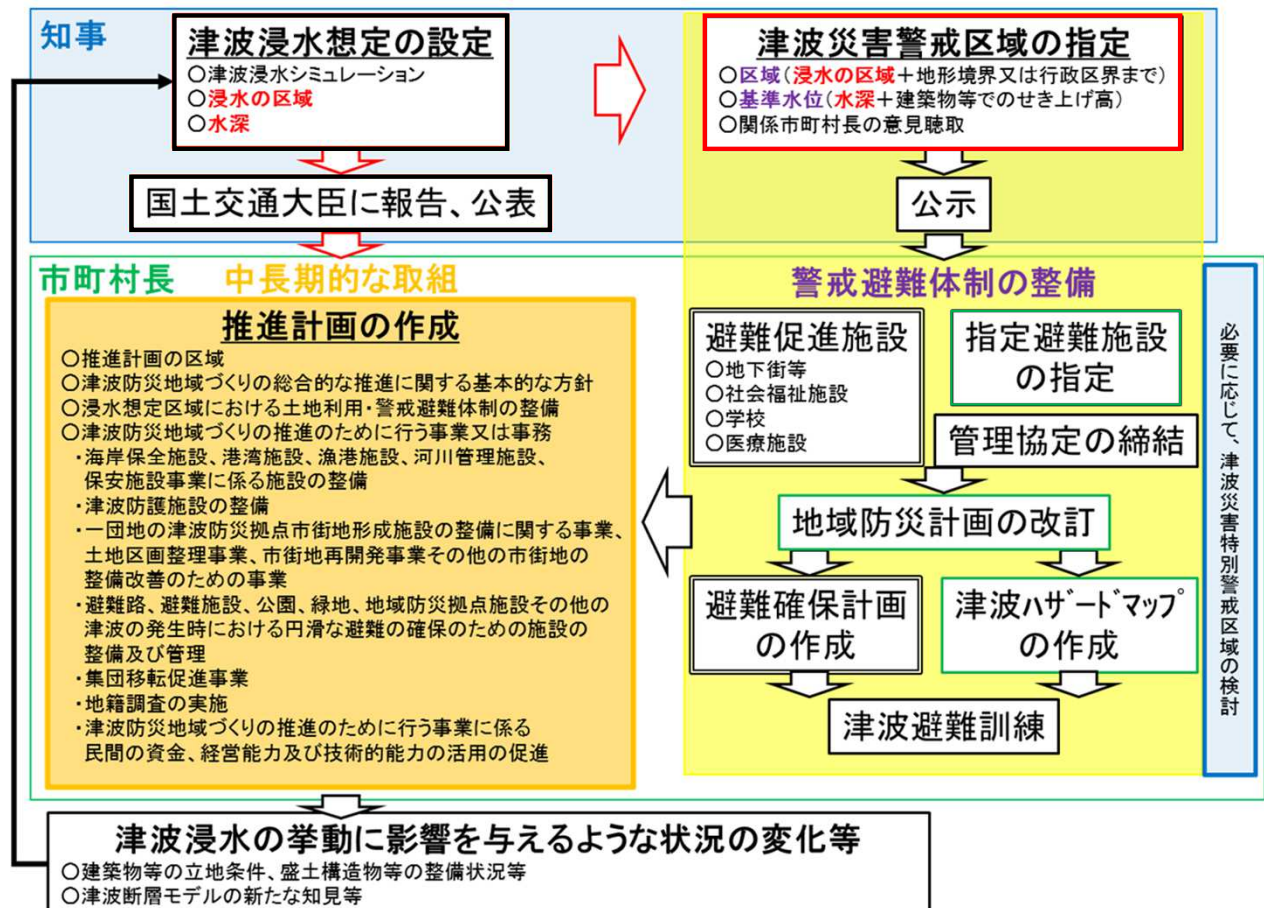
#### 津波災害警戒区域の指定 . . . 令和5年3月10日（予定）

- ・ 浸水想定を踏まえ、同じ浸水の区域を津波災害警戒区域に指定
- ・ 関係市町村長の意見聴取を行い指定（→同意）
- ・ 津波災害警戒区域には基準水位が表示される
- ・ 津波災害警戒区域内に開発制限はかからない

### 市町村等の対応

- ・ 津波ハザードマップの作成と避難確保計画の作成等が義務付け

### 津波災害警戒区域指定等の流れ



# 津波災害警戒区域の指定について

## 警戒区域等を指定する意義

○警戒区域等は、危険のレッテルを貼るものではなく、津波に対して安全な地域を目指すことを示すものである



津波による浸水のリスクは、「津波浸水想定区域」が公表された時点で、既に一般に周知されている



警戒区域等指定は、すでに示されている津波の浸水リスクに対処し、より安全な地域づくりを行うもの

津波災害警戒区域:「逃げる」ための警戒避難体制を整備

津波災害特別警戒区域:建築等の安全性を確保し津波を「避ける」

警戒区域等指定は津波による浸水リスクを表明するものではなく、すでに表明された浸水リスク(=浸水想定)に対処し、より安全な地域としていくことを示すもの

## 津波災害警戒区域指定の効果

○最大クラスの津波が発生した場合の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制の整備を推進

市町村の取組み

施設管理者等の取組み

### ○区域指定による住民等の防災意識の向上、防災活動への参画

(54条)津波避難訓練の実施、(55条)津波ハザードマップ作成、(71条)避難促進施設関係者の訓練への参加、(宅建法施行規則)重要事項説明、etc

### ○安全な避難場所の確保

(15条)容積率の緩和、(56条)指定避難施設、(60条)協定避難施設、(70条)指定避難施設の訓練への協力、etc

### ○要配慮者利用施設等における避難確保

(54条)避難促進施設の指定、(71条)避難確保計画の作成・訓練への参加等

### ○津波に対して安全な地域づくりを進めていることを全国に発信



# 津波災害警戒区域の指定について

## 県内の指定状況

- 県内23市町村  
令和5年3月10日指定予定



## いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

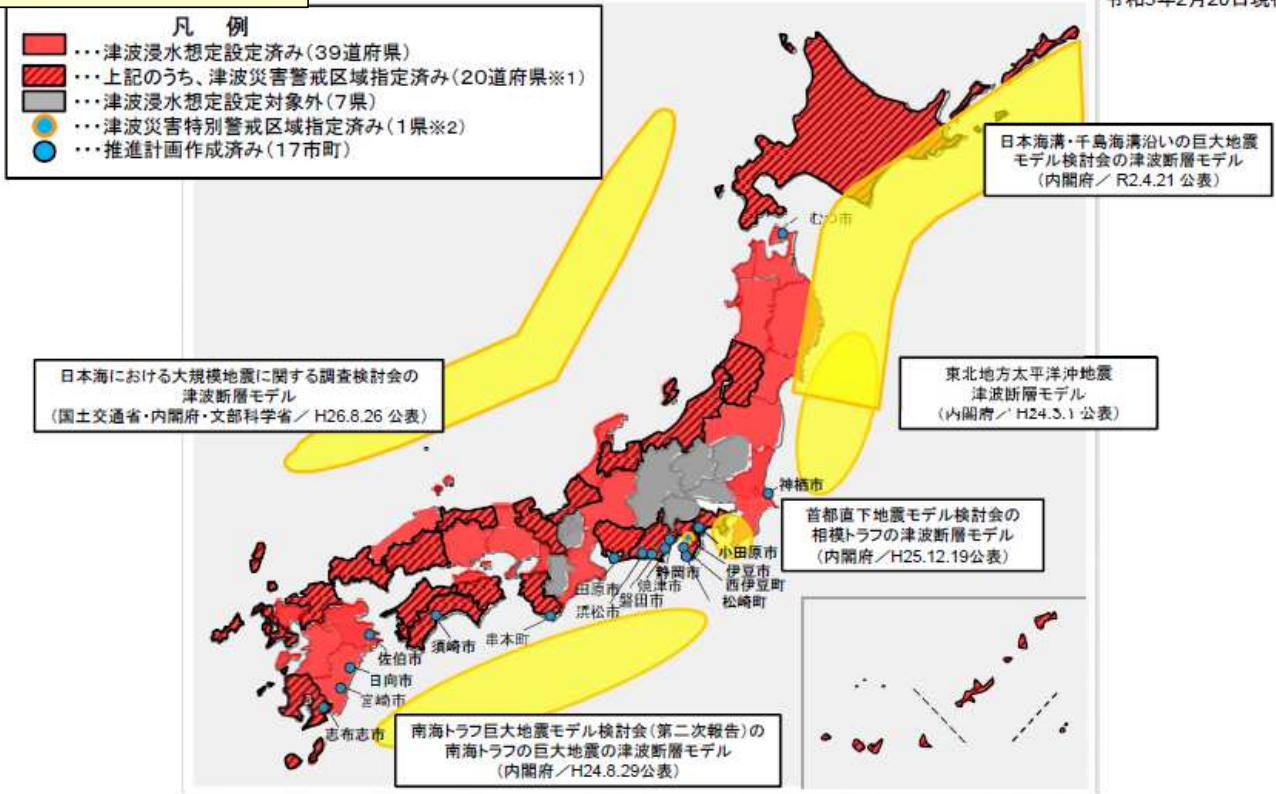
津波防災地域づくりに関する法律 - 津波災害に強い地域づくりに向けて -



# 津波災害警戒区域の指定について

## 全国の指定状況

令和5年2月20日現在



※1 北海道、新潟県、神奈川県、静岡県、和歌山県及び鹿児島県の一部の市町村において指定 ※2 静岡県伊豆市の1市にて指定

## 津波災害警戒区域の指定状況

国土交通省  
令和5年2月14日現在

### 津波災害警戒区域

指定済みの都道府県名	指定年月
北海道 (23市町村)	平成30年5月
北海道 (3市町村)	平成30年6月
北海道 (1町)	令和元年7月
北海道 (1市)	令和2年1月
北海道 (12市町)	令和3年10月
北海道 (9市町)	令和3年11月
北海道 (2町)	令和3年12月
北海道 (8市町)	令和4年1月
北海道 (5市町)	令和4年2月
北海道 (4市町)	令和4年3月
北海道 (1町)	令和4年5月
北海道 (1町)	令和4年6月
山形県 (1町)	平成31年3月
山形県 (2市)	令和2年3月
神奈川県 (3市町)	令和元年12月
神奈川県 (2市町)	令和3年3月
神奈川県 (1町)	令和3年8月
新潟県 (12市町村)	令和2年1月
富山県 (9市町)	平成30年3月
福井県 (7市町)	令和4年3月
福井県 (4市町)	令和5年2月
静岡県 (2市町)	平成28年3月
静岡県 (1市)	平成30年3月

指定済みの都道府県名	指定年月
静岡県 (3市町)	令和2年3月
愛知県 (26市町村)	令和元年7月
京都府 (5市町)	平成29年3月
和歌山県 (19市町)	平成28年4月
鳥取県 (7市町村)	令和元年9月
鳥取県 (1市)	令和2年2月
鳥取県 (1市)	令和2年3月
広島県 (14市町)	平成31年3月
山口県 (14市町)	平成27年3月
山口県 (4市町)	平成28年2月
徳島県 (10市町)	平成26年3月
愛媛県 (4市町)	令和2年3月
愛媛県 (1市)	令和2年7月
愛媛県 (8市町)	令和3年3月
愛媛県 (1市)	令和3年8月
高知県 (19市町村)	令和4年3月
福岡県 (17市町村)	平成30年3月
福岡県 (2市)	平成30年7月
長崎県 (20市町)	平成29年3月
鹿児島県 (1市)	令和3年3月
沖縄県 (39市町村)	平成30年3月
沖縄県 (1町)	平成31年3月

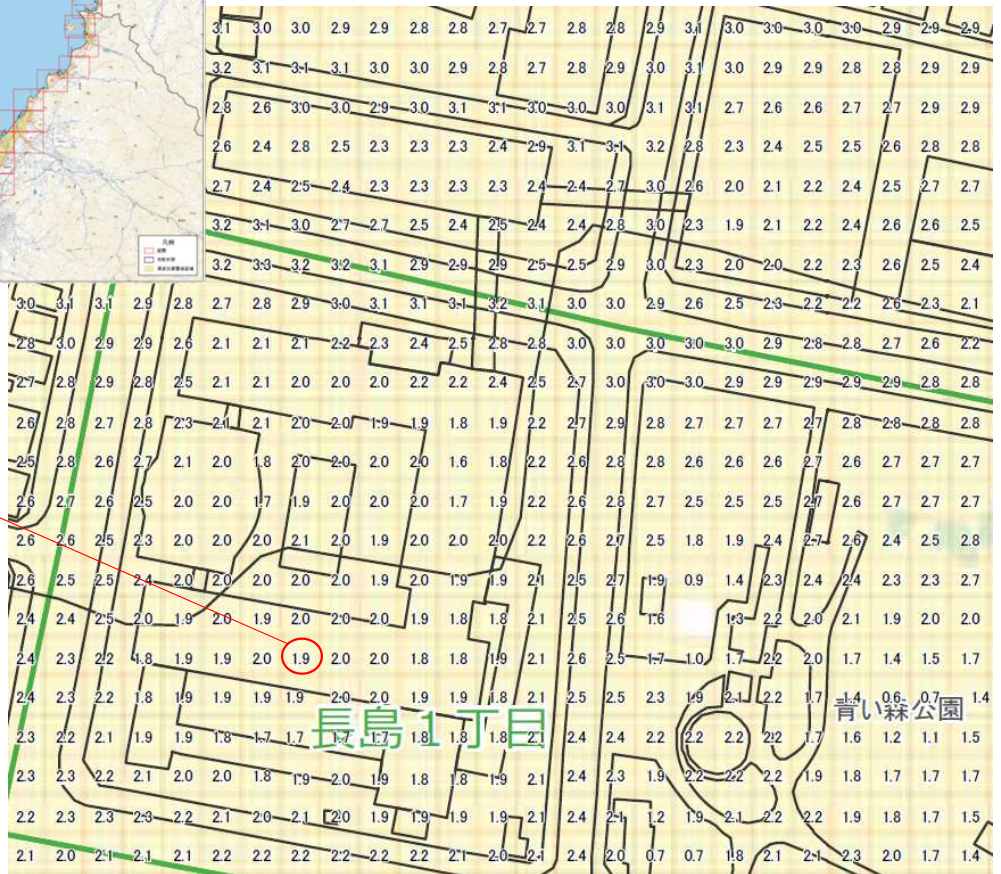
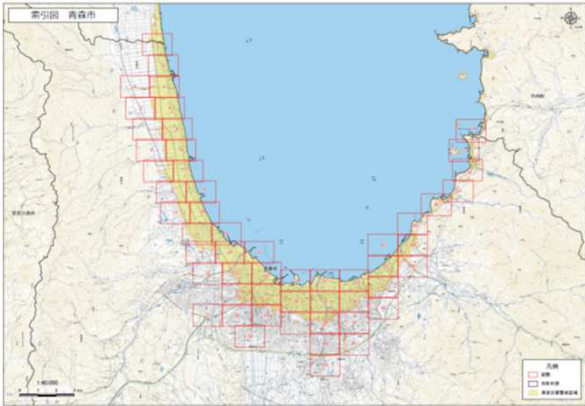
### 津波災害特別警戒区域

指定済みの都道府県名	指定年月
静岡県 (1市)	平成30年3月



# 津波災害警戒区域の指定について

## 津波災害警戒区域の指定例



基準水位

基準水位

- 津波が建物等に衝突した際の水位の上昇を加えた水位（基準水位）の明示により、津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる。

